

広島市農業委員会の委員（農業委員） 募 集 案 内

- ◆ 現在の農業委員会の委員（以下「農業委員」といいます。）の任期が、令和 7 年 6 月 1 6 日に満了するため、「農業委員会等に関する法律」に基づき、次のとおり、農業委員を募集します。

1 農業委員の募集人数、任期等

(1) 募集人数

ア 農業委員（中立委員を除く。） 18 人

イ 農業委員（中立委員※） 1 人

※ 中立委員は、農業委員会の所掌に関し、利害関係を有していない（農業に従事していない）方です。

(2) 任期

市長が任命する日（令和 7 年 6 月 1 7 日（予定））から令和 1 0 年 6 月 1 6 日まで

(3) 身分

広島市の特別職の非常勤職員

(4) 報酬

月額 4 万 8,000 円

2 活動内容

- (1) 毎月開催される農業委員会の総会における農地の権利移動や転用の許可等に関する審議、決定及び審議に関連した現地調査
- (2) 担い手への農地の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進など農地等の利用の最適化の推進に関する業務
- (3) 農家からの相談対応等

3 推薦を受ける方及び応募する方の資格

農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができる方。ただし、次のいずれかに該当する方は除きます。

- (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

4 申込方法

申込方法は、①法人・団体又は個人による推薦と②本人による応募の2通りがあります。

農業委員に推薦する方（法人・団体又は個人）、農業委員に応募する方は、所定の申込書※に必要事項を記載の上、持参又は郵送により、広島市経済観光局農林水産部農政課へ提出してください（ファックス、電子メール等による申込みはできません。）。

※ 所定の申込書

農業委員 (中立委員を除く。)	①法人・団体又は個人による推薦	申込書 様式1
	②本人による応募	
農業委員 (中立委員)	①法人・団体又は個人による推薦	申込書 様式2
	②本人による応募	

5 推薦・応募の受付期間

令和6年12月13日（金）から令和7年1月15日（水）午後5時15分まで【必着】

申込書を持参される場合は、平日の午前8時30分から午後5時15分までに提出してください（土日祝日及び12月29日～1月3日を除く。）。

6 募集案内及び申込書の入手方法

募集案内及び申込書は、広島市ホームページからダウンロードできます。また、次の窓口に募集案内及び申込書を備え付けています。

（募集案内及び申込書の配布は、平日の午前8時30分から午後5時15分まで）

- (1) 広島市経済観光局農林水産部農政課（市役所本庁舎5階）
- (2) 広島市農業委員会事務局（東区役所3階）
- (3) 各区役所・出張所（1階ロビーなど）

7 選考方法

書類審査のほか、原則として面接を実施し、選考します。

【面接：令和7年1月27日（月）（予定）】

8 選考結果の通知

選考結果は、令和7年3月下旬（予定）までに、推薦者（法人・団体又は個人）、被推薦者及び応募者へ文書により通知します。

なお、任命は、広島市議会の同意後になります。

9 申込者等に関する情報の公表

受付期間中（令和7年1月上旬）及び受付期間の終了後（令和7年1月下旬）、広島市ホームページに、申込者等に関する次の内容を公表します。

- (1) 推薦をする者（法人・団体）の名称、代表者又は管理人の氏名、活動の目的、構成員の数及び構成員の資格、要件等
- (2) 推薦をする者（個人）の氏名、年齢、性別及び職業
- (3) 推薦を受ける者又は応募する者の氏名、年齢、性別、職業、経歴及び農業経営の状況
- (4) 推薦を受ける者又は応募する者が認定農業者等又は農業委員会等に関する法律施行規則第2条第1号イから又（*）までに掲げる者であるか否かの別
- (5) 推薦又は応募の理由
- (6) 推薦をする者が推薦を受ける者を同時期に募集する広島市農地利用最適化推進委員に推薦しているか否かの別又は応募する者が広島市農地利用最適化推進委員に応募しているか否かの別

10 注意事項

- (1) 提出された申込書は、返却しません。
- (2) 推薦又は応募に係る経費は、全て推薦者又は応募者の負担となります。
- (3) 申込書に記入された内容に係る確認を行うため、必要に応じて関係機関に対して照会します。

11 申込書の提出先、問合せ先

〒730-8586

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号 広島市役所本庁舎5階

広島市経済観光局農林水産部農政課

電話 082-504-2246（直通）

(*) 農業委員会等に関する法律施行規則第2条第1号【認定農業者等に準ずる者】

- イ 認定農業者等であつた者
- ロ 認定農業者の行う耕作又は養畜の事業に従事し、その経営に参画する当該認定農業者の親族
- ハ 認定就農者（農業経営基盤強化促進法第14条の5第1項に規定する認定就農者をいう。二及び第10条第1号において同じ。）である個人
- ニ 認定就農者である法人の業務を執行する役員又は使用人（当該法人の行う耕作又は養畜の事業に関する権限及び責任を有する者に限る。以下この号において同じ。）
- ホ 農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律第2条第4項第1号ハに規定する組織の役員
- ヘ 農業の振興に関する国又は地方公共団体の計画において位置付けられた農業者である個人であつて、当該農業委員会の区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれるもの
- ト 農業の振興に関する国又は地方公共団体の計画において位置付けられた農業者である法人であつて、当該農業委員会の区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれるものの業務を執行する役員又は使用人
- チ 農業の経営又は技術について優れた知識及び経験を有し、地域において指導的立場にある者として地方公共団体に認められた農業者
- リ 基本構想（農業経営基盤強化促進法第6条第1項に規定する基本構想をいう。）における効率的かつ安定的な農業経営の指標の水準に達している者（又及び第10条第2号において「基本構想水準到達者」という。）である個人
- ヌ 基本構想水準到達者である法人の業務を執行する役員又は使用人

- 農業委員の募集と同時に、農地利用最適化推進委員の募集も行います。詳しくは農地利用最適化推進委員の募集案内をご覧ください。

【参考】農業委員及び農地利用最適化推進委員の選出の流れ

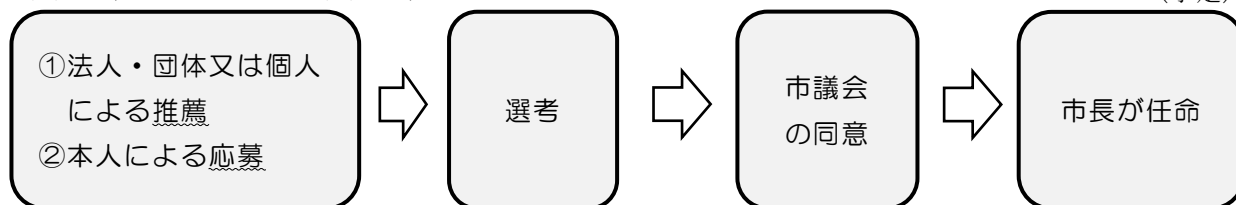
<農業委員>

推薦・応募の受付期間

令和6年12月13日から令和7年1月15日まで

令和7年6月17日

(予定)



<農地利用最適化推進委員>（別途申込みが必要です。）

推薦・応募の受付期間

令和6年12月13日から令和7年1月15日まで

令和7年6月18日以降

(予定)



広島市農業委員（中立委員を除く。） 申込書

広島市長 宛

令和 年 月 日

広島市農業委員について、次の事項を確認の上申し込みます。

- ・ 募集案内に掲げる資格を満たしており、本申込書に記載した内容は、事実と相違ありません。
- ・ 広島市が申込書に記載された内容に係る確認を行うため、必要に応じて関係機関に照会することに同意します。

【注意】①選択する項目（□の項目）は、該当するものに全てレ点（☑）又は■を記載してください。
②受付期間中及び受付期間終了後、広島市ホームページに申込者に関する情報を公表します。
公表される内容は、募集案内をご覧ください。

1 被推薦者（推薦を受ける方）又は応募者

ふりがな			□大正・□昭和・□平成 年 月 日生 (年齢 歳 (申込日現在))	性 別	□男 ・ □女
氏 名					
住 所	〒	自宅電話番号			
		携帯電話番号			
職 業					
経 歴	*職歴、協同労働、その他農業又は地域活動に関する経歴等（農業行政又は農業関係団体での営農部門の勤務経験、農業教育・研究機関等での教職・研究者の経験）を記載。協同労働は、活動内容が分かる書類（規約等）を添付				
	期間 名称・役職名等	□昭和・□平成・□令和 年 月 日～□昭和・□平成・□令和 年 月 日			
	期間 名称・役職名等	□昭和・□平成・□令和 年 月 日～□昭和・□平成・□令和 年 月 日			
	期間 名称・役職名等	□昭和・□平成・□令和 年 月 日～□昭和・□平成・□令和 年 月 日			
資 格 等	*技術士(農業部門)・普及指導員等の国家資格、運転免許等を記載。また、取得年月日を記載。国家資格は、記載事項を証する書類を添付				
農業経営の 状 況	経営形態	□専業・□兼業・□自家消費 *複数選択可			
	営農年数	年（過去の実績を含む。）			
	1年間の農業従事日数	日			
	耕作面積	アール（1アールは100㎡）			
	営農類型	□水稻・□露地野菜・□施設野菜・□果樹・□花き・□その他			
認定農業者	□認定農業者である。（□個人・□法人（法人名.....）） □認定申請中である。（□個人・□法人（法人名.....）） □認定農業者ではない。				
認定農業者に 準ずる者	*認定農業者に準ずる者とは、農業委員会等に関する法律施行規則第2条第1号に規定する者をいう。*記載事項を証する書類を添付 □認定農業者に準ずる者である。 □認定農業者であった者、□認定農業者の行う農業に従事している親族（認定農業者の 氏名.....、続柄.....）、□認定新規就農者（個人）、□認定新規就農者（法人の役員等）、 □農用地利用改善団体及び集落法人の役員、□農事研究会の各地区正副会長、□広島県指導農業士、 □広島市女性農業士、□広島市農業振興対策審議会委員、□その他（.....） □認定農業者に準ずる者ではない。				

委員となる ことができ ない者	次のいずれかに該当するか否か。 ・破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者 ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで 又はその執行を受けることがなくなるまでの者	☐ いずれかに該当する。 ☐ いずれにも該当しない。
現地調査の 方法（移動手段）	☐ 自動車・ ☐ バイク・ ☐ 自転車・ ☐ その他（ ）	
申込理由 (100 字程度)	*推薦の場合は、被推薦者（推薦を受ける方）が記載	

2 推薦者（推薦する方） * 応募の場合は記載不要

ふりがな			☐ 大正・ ☐ 昭和・ ☐ 平成 年 月 日生 (年齢 歳 (申込日現在))	性 別	☐ 男 ・ ☐ 女
氏 名 (代表者又は管理 人の氏名)	*法人・団体の場合は、名称も記載				
住 所 (所在地)	〒	電話番号			
		携帯電話番号			
職 業 (活動の目的)					
構成員の数		構成員の資格、要件等			
推薦する理由 (100 字程度)	*推薦する方（法人・団体又は個人）が記載				

3 その他

推進委員の 申込み	被推薦者又は応募者について、同時期に募集している農地利用最適化推進委員に申し込むか否か。 ☐ 農地利用最適化推進委員にも申し込む（別途、申込みが必要です）。 ☐ 農地利用最適化推進委員に申し込まない。
親族に ついて※	親族（父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹）に広島市議会の議員の方がいるか否か。 ☐ 親族に市議会議員がいる（氏名.....）。 ☐ 親族に市議会議員がいない。

※ 農業委員の任命には議会の同意が必要です。市議会の議決に当たっては地方自治法第 117 条の規定により、議員は親族の議事に参与できないとされています。

<経歴の補助記載欄>

期間 名称、役職名等	☐ 昭和・ ☐ 平成・ ☐ 令和 年 月 日～ ☐ 昭和・ ☐ 平成・ ☐ 令和 年 月 日
期間 名称、役職名等	☐ 昭和・ ☐ 平成・ ☐ 令和 年 月 日～ ☐ 昭和・ ☐ 平成・ ☐ 令和 年 月 日
期間 名称、役職名等	☐ 昭和・ ☐ 平成・ ☐ 令和 年 月 日～ ☐ 昭和・ ☐ 平成・ ☐ 令和 年 月 日

【受付番号: 】

受付印

広島市農業委員（中立委員） 申込書

広島市長 宛

令和 年 月 日

広島市農業委員について、次の事項を確認の上申し込みます。

- 募集案内に掲げる資格を満たしており、本申込書に記載した内容は、事実と相違ありません。
- 広島市が申込書に記載された内容に係る確認を行うため、必要に応じて関係機関に照会することに同意します。

【注意】①選択する項目（□の項目）は、該当するものに全てレ点（☑）又は■を記載してください。
②受付期間中及び受付期間終了後、広島市ホームページに申込者に関する情報を公表します。
公表される内容は、募集案内をご覧ください。

1 被推薦者（推薦を受ける方）又は応募者

ふりがな			□大正・□昭和・□平成	性別	□男 ・ □女
氏 名			年 月 日生 (年齢 歳 (申込日現在))		
住 所	〒	自宅電話番号			
		携帯電話番号			
職 業					
経 歴	*職歴、その他農業又は地域活動に関する経歴等（農業行政又は農業関係団体の営農部門の勤務経験、農業教育・研究機関等での教職・研究者の経験）を記載				
	期間 名称・役職名等	□昭和・□平成・□令和 年 月 日～□昭和・□平成・□令和 年 月 日			
	期間 名称・役職名等	□昭和・□平成・□令和 年 月 日～□昭和・□平成・□令和 年 月 日			
	期間 名称・役職名等	□昭和・□平成・□令和 年 月 日～□昭和・□平成・□令和 年 月 日			
資 格 等	*司法書士・行政書士等の国家資格、運転免許等を記載。また、取得年月日を記載 *国家資格は、記載事項を証する書類を添付				
中立委員と認められる者	□農業に従事していない者である。 *下記の者は、農業に従事していない者に該当します。 ①農地所有者であって所有する農地を全て第三者へ貸している者 ②所有する農地の一部を第三者へ貸し、残りは自家消費のみの耕作を行っている者 ③自給的農家 ④保全管理のみを行っている者				

委員となる ことができ ない者	次のいずれかに該当するか否か。 ・破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者 ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで 又はその執行を受けることがなくなるまでの者	☐ いずれかに該当する。 ☐ いずれにも該当しない。
現地調査の 方法(移動手段)	☐ 自動車・ ☐ バイク・ ☐ 自転車・ ☐ その他 ()	
申込理由 (100 字程度)	* 推薦の場合は、被推薦者(推薦を受ける方)が記載	

2 推薦者(推薦する方) * 応募の場合は記載不要

ふりがな			☐ 大正・ ☐ 昭和・ ☐ 平成 年 月 日生 (年齢 歳 (申込日現在))	性 別	☐ 男 ・ ☐ 女
氏 名 (代表者又は 管理人の氏名)	* 法人・団体の場合は、名称も記載				
住 所 (所在地)	〒	電話番号			
		携帯電話番号			
職 業 (活動の目的)					
構成員の数		構成員の資格、要件等			
推薦する理由 (100 字程度)	* 推薦する方(法人・団体又は個人)が記載				

3 その他

推進委員の 申込み	被推薦者又は応募者について、同時期に募集している農地利用最適化推進委員に申し込むか否か。 ☐ 農地利用最適化推進委員にも申し込む(別途、申込みが必要です)。 ☐ 農地利用最適化推進委員に申し込まない。
親族に ついて※	親族(父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹)に広島市議会の議員の方がいるか否か。 ☐ 親族に市議会議員がいる(氏名.....)。 ☐ 親族に市議会議員がいない。

※ 農業委員の任命には議会の同意が必要です。市議会の議決に当たっては地方自治法第 117 条の規定により、議員は親族の議事に参与できないとされています。

<経歴の補助記載欄>

期間 名称、役職名等	☐ 昭和・ ☐ 平成・ ☐ 令和 年 月 日～ ☐ 昭和・ ☐ 平成・ ☐ 令和 年 月 日	[受付番号:] 受付印
期間 名称、役職名等	☐ 昭和・ ☐ 平成・ ☐ 令和 年 月 日～ ☐ 昭和・ ☐ 平成・ ☐ 令和 年 月 日	
期間 名称、役職名等	☐ 昭和・ ☐ 平成・ ☐ 令和 年 月 日～ ☐ 昭和・ ☐ 平成・ ☐ 令和 年 月 日	

広島市農業委員（中立委員を除く。） 申込書

広島市長 宛

令和6年12月23日

広島市農業委員について、次の事項を確認の上申し込みます。

- 募集案内に掲げる資格を満たしており、本申込書に記載した内容は、事実と相違ありません。
- 広島市が申込書に記載された内容に係る確認を行うため、必要に応じて関係機関に照会することに同意します。

【注意】①選択する項目（□の項目）は、該当するものに全てレ点（☑）又は■を記載してください。

②受付期間中及び受付期間終了後、広島市ホームページに申込者に関する情報を公表します。

公表される内容は、募集案内をご覧ください。

レ点（☑）又は■を記載してください。

1 被推薦者（推薦を受ける方）又は応募者

ふりがな	のうぎょう たろう		□大正・☑昭和・□平成	性	☑男・□女
氏 名	農 業 太 郎		26年 7月 18日生 (年齢 73歳 (申込日現在))	別	□女
住 所	〒***-**** 広島市東区東蟹屋町**番**号		自宅電話番号	082-***-****	
			携帯電話番号	090-****-****	
職 業	農業				
経 歴	*職歴、協同労働、その他農業又は地域活動に関する経歴等（農業行政又は農業関係団体での営農部門の勤務経験、農業教育・研究機関等での教職・研究者の経験等）を記載。協同労働は、活動内容が分かる書類（規約等）を添付				
	期間 名称・役職名等	☑昭和・□平成・□令和45年 4月 1日～☑昭和・□平成・□令和59年 3月 31日 〇〇〇〇組合就職(昭和50年から営農課に配属、昭和 57 年から同課主任)			
	期間 名称・役職名等	☑昭和・□平成・□令和59年 4月 1日～ □昭和・□平成・□令和 年 月 日 就農 現在			
資格等	*技術士(農業部門)・普及指導員等の国家資格、運転免許等を記載。また、取得年月日を記載。国家資格は、記載事項を証する書類を添付 技術士・農業部門(S58.6.27 取得)、普通自動車運転免許(S48.9.23 取得)				
農業経営の 状 況	経営形態	☑専業・□兼業・□自家消費 *複数選択可			
	営農年数	40 年 (過去の実績を含む。)			
	1年間の農業従事日数	280 日			
	耕作面積	75 アール (1アールは 100 m ²)			
	営農類型	☑水稲・☑露地野菜・☑施設野菜・□果樹・□花き・□その他			
認定農業者	□認定農業者である。(□個人・□法人(法人名_____)) □認定申請中である。(□個人・□法人(法人名_____)) ☑認定農業者ではない。				
認定農業者に 準ずる者	*認定農業者に準ずる者とは、農業委員会等に関する法律施行規則第2条第1号に規定する者をいう。*記載事項を証する書類を添付 ☑認定農業者に準ずる者である。 □認定農業者であった者、☑認定農業者の行う農業に従事している親族（認定農業者の氏名 農業 一郎、続柄 父）、□認定新規就農者（個人）、□認定新規就農者（法人の役員等）、 □農用地利用改善団体及び集落法人の役員、□農事研究会の各地区正副会長、□広島県指導農業者、 □広島市女性農業者、□広島市農業振興対策審議会委員、□その他（ _____ ） □認定農業者に準ずる者ではない。				

経歴の記載欄が足りない場合は、この補助記載欄に記載してください。